

令和7年 第7回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和7年 5月21日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和7年 第7回 教育委員会会議 議事

○議 案

- 議案第27号 四日市市立図書館協議会委員の任命について…………… P 3/34
議案第28号 四日市市立博物館協議会委員の任命について…………… P 9/34
議案第29号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について
…………… P13/34
議案第30号 四日市市社会教育委員の委嘱について…………… P17/34
議案第31号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
…………… P22/34
議案第32号 動産の取得について—真空冷却機 北部5台—…………… P26/34
議案第33号 動産の取得について—真空冷却機 南部5台—…………… P29/34

○報 告

- 令和6年度繰越事業について…………… P33/34

議案第27号

四日市市立図書館協議会委員の任命について

四日市市立図書館協議会条例（平成12年条例第39号）第2条の規定に基づき、
次の9名を四日市市立図書館協議会委員に任命する。

令和7年5月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

岡田 博子

加納 光

北村 晃毅

竹内 裕子

竹下 すま子

柘植 敏生

中井 孝幸

福永 智子

六代 滋

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市立図書館協議会委員

根拠法令：図書館法

四日市市立図書館協議会条例

任 期：令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

定 数：9名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	備 考
1	岡 田 博 子	Can (図書館ボランティア・読み聞かせ)	再任
2	加 納 光	四日市大学 総合政策学部 特任教授 四日市大学情報センター館長	再任
3	北 村 晃 毅	四日市市立中学校長会代表 西陵中学校長	新任
4	竹 内 裕 子	三重県学校図書館協議会学校図書館司書部北勢支部 三重県立四日市西高等学校 学校司書	再任
5	竹 下 す ま 子	四日市市社会教育委員	再任
6	柘 植 敏 生	点訳グループくすの木 (図書館ボランティア・点訳)	再任
7	中 井 孝 幸	愛知工業大学 工学部建築学科 教授	再任
8	福 永 智 子	椋山女学園大学 教育学部子ども発達学科 教授	再任
9	六 代 滋	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会 地域福祉課 ボランティアセンター所長	新任

(五十音順)

<議案参考資料>

四日市市立図書館協議会	
活動内容	図書館の事業方針や事業計画、事業報告や現在の図書館における課題について委員から意見をもらう。また、新図書館に向けての現在の状況や協議会としての関わり方について意見をもらう。
協議事項	<ul style="list-style-type: none">・ 図書館の事業方針や事業実績報告について・ 中心市街地拠点施設整備事業における新図書館について
開催頻度	令和7年度は年5回開催予定

○図書館法（抜粋）

（昭和25年4月30日 法律第118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則（抜粋）

（昭和25年9月6日 文部省令第27号）

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○四日市市立図書館協議会条例

平成12年3月29日

条例第39号

改正 平成16年12月28日条例第55号

平成21年1月23日条例第1号

四日市市立図書館協議会条例（昭和30年四日市市条例第9号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、四日市市立図書館（以下「図書館」という。）に四日市市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の任命）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（一部改正〔平成21年条例1号〕）

（定数及び任期）

第3条 委員の定数は、9人以内とする。

2 委員の任期は1年とする。ただし、委員に特別の事情があるときは任期中であっても解任することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成16年条例55号〕)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第55号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

附 則（平成21年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

四日市市立博物館協議会委員の任命について

四日市市立博物館条例（平成5年条例第16号）第15条の規定に基づき、次の14名を四日市市立博物館協議会委員に任命する。

令和7年5月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

式井 雅子
澤井 広美
東出 なるみ
相馬 哲
竹下 すま子
諸戸 靖
山口 陽子
伊藤 敏彦
鬼頭 浩文
播磨 良紀
伊藤 信成
北原 政子
秦 昌弘
吉久 弘樹

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市立博物館協議会委員

根拠法令：博物館法

四日市市立博物館条例

任 期：下記のとおり

定 数：20名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	式 井 雅 子	四日市市立小学校長会代表（八郷西小学校長）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	新任
2	澤 井 広 美	四日市市立中学校長会代表（桜中学校長）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	新任
3	東 出 なるみ	四日市市公立園長会代表（大矢知幼稚園長）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	新任
4	相 馬 哲	四日市市私立学校代表（暁小学校長）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
5	竹 下 すま子	四日市市社会教育委員代表	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
6	諸 戸 靖	四日市市自治会連合会代表	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
7	山 口 陽 子	博物館ボランティアの会代表（博物館）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	新任
8	伊 藤 敏 彦	博物館ボランティアの会代表（天文）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	新任
9	鬼 頭 浩 文	四日市大学副学長	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
10	播 磨 良 紀	中京大学名誉教授	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
11	伊 藤 信 成	三重大学教育学部教授	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
12	北 原 政 子	元名古屋科学館天文主幹	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
13	秦 昌 弘	学校法人皇學館理事	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
14	吉 久 弘 樹	四日市市PTA連絡協議会代表	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	新任

<議案参考資料>

四日市市立博物館協議会	
活動内容	博物館の事業報告や次年度以降の計画に対する意見や、博物館の方向性等についての提案を行い、意見をもらう。
協議事項	<ul style="list-style-type: none">・今年度の事業報告および次年度以降の事業計画について・答申書に基づいた事業報告や評価について・学芸員による調査研究について
開催頻度	年間3回程度実施

○博物館法 （抜粋）

(昭和 26 年法律第 285 号)

(博物館協議会)

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 24 条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第 25 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○博物館法施行規則 （抜粋）

(昭和 30 年文部省令第 24 号)

第 4 章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第 22 条 法第 25 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○四日市市立博物館条例 （抜粋）

(博物館協議会)

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第29号

四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について

四日市市少年自然の家運営協議会規則(昭和62年四日市市教委規則第3号)第3条の規定に基づき、次の9名を四日市市少年自然の家運営協議会委員に委嘱又は任命する。

令和7年5月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

中本 旬子

北村 晃毅

別府 里紗

宮崎 秀樹

堤 武

柳川 理恵

伊藤 隆夫

坂下 亮介

杉本 幸代

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

<議案参考資料>

四日市市少年自然の家運営協議会委員

根拠法令：四日市市少年自然の家条例

四日市市少年自然の家運営協議会規則

任 期：下記のとおり

定 数：10名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役 職 ・ 団 体 名 等	任 期	備 考
1	中 本 旬 子	小学校長会代表（内部東小学校長）	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	新任
2	北 村 晃 毅	中学校長会代表（西陵中学校長）	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	再任
3	別 府 里 紗	教職員代表（南中学校教諭）	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	新任
4	宮 崎 秀 樹	一般社団法人四日市子ども育成ネットワーク代表	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	再任
5	堤 武	元水沢地区連合自治会長	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	再任
6	柳 川 理 恵	市民代表	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	再任
7	伊 藤 隆 夫	桜連合自治会長	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	再任
8	坂 下 亮 介	教育推進課長	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	新任
9	杉 本 幸 代	こども未来課長	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	再任

< 議案参考資料 >

四日市市少年自然の家運営協議会	
活動内容	小・中学校の自然教室や指定管理者の主催する様々な事業についての内容等について意見をもらう。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍以降の少年自然の家の運営について ・ 施設の管理、運営等について ・ 安全管理の徹底について ・ 主催事業等について ・ より安全・安心な施設運営について
開催頻度	年間 2 回実施

○四日市市少年自然の家条例（抜粋）

（運営協議会の設置）

第16条 委員会は、自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため、四日市市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○四日市市少年自然の家運営協議会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 四日市市少年自然の家条例（昭和62年四日市市条例第22号）第16条の規定に基づき、四日市市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、四日市市少年自然の家（以下「自然の家」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自然の家の運営方針に関すること。
- (2) 自然の家の利用及び普及に関すること。
- (3) その他運営について特に重要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小、中学校代表
- (2) 社会教育関係団体の代表
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第30号

四日市市社会教育委員の委嘱について

四日市市社会教育委員設置条例（昭和29年四日市市条例第6号）第2条の規定に基づき、次の5名を四日市市社会教育委員に委嘱する。

令和7年5月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

山梨裕子

諸岡篤

森下大介

瀬川岳彦

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

出口文彦

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市社会教育委員

根拠法令 : 社会教育法
 四日市市社会教育委員設置条例

任 期 : 下記のとおり

定 数 : 20名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	今 西 光	公立園長会代表 (海蔵幼稚園長)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
2	山 梨 裕 子	市立小学校長会代表 (中央小学校長)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	後任
3	諸 岡 篤	市立中学校長会代表 (西朝明中学校長)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	後任
4	森 下 大 介	北勢地区県立学校長会代表 (四日市西高等学校長)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	後任
5	出 口 文 彦	四日市市自治会連合会代表 (四日市市自治会連合会理事)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	再任
6	林 理 枝	四日市市P T A連絡協議会代表 (四日市市P T A連絡協議会副会長)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
7	宇佐美 義 文	四日市市スポーツ協会代表 (四日市市スポーツ協会理事長)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
8	瀬 川 岳 彦	四日市子ども育成ネットワーク (四日市子ども育成ネットワーク理事)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	後任
9	竹 下 すま子	元社会教育推進員	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
10	石 田 利 博	学識経験者	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
11	近 藤 典 子	元小学校長	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)

<議案参考資料>

四日市市社会教育委員会議	
活動内容	社会教育に関連する市の施策や取り組み等を、関係部署や団体等から報告していただき、議論を行っている。
議論の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 四日市市の生涯学習・社会教育関連の取り組みについて・ 旧四郷村役場（四郷郷土資料館）について
開催頻度	年間2回実施

○社会教育法（抜粋）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○四日市市社会教育委員設置条例

(名称)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第4章の規定に基づき、本市に四日市市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は20名以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

3 職にあるもの、若しくは団体の代表者の故をもって委員となったものの任期は、その職にあるうちとする。

4 委員は、辞任しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。欠員による後任者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

(招集及び会議)

第4条 委員の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

2 委員を招集しようとするときは、あらかじめ各委員に日時、場所及び会議に附議すべき事項を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(会議の成立)

第5条 委員の会議は在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 四日市市社会教育委員会条例は、廃止する。

附 則（昭和37年3月31日条例第2号抄）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第55号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

議案第31号

四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例
(平成26年四日市市条例第24号)第4条の規定に基づき、次の5名をいじめ問題
対策連絡協議会委員に委嘱し、又は任命する。

令和7年5月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

中村 光輝

山本 竜也

中村 健二

神谷 敦巳

稲毛 弥生

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策連絡協議会

根拠法令：いじめ防止対策推進法

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例

任 期：下記のとおり

定 数：15名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	中 村 光 輝	四日市南警察署生活安全課長	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	新任
2	谷 口 浩	四日市北警察署生活安全課長	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
3	奥 田 祐 三	四日市西警察署生活安全課長	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
4	山 本 竜 也	北勢児童相談所長	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	新任
5	中 村 健 二	津地方法務局四日市支局総務課長	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	新任
6	上 野 尚 子	四日市市人権擁護委員協議会会長	令和5年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
7	神 谷 敦 巳	四日市市立小学校長会代表 (橋北小学校長)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	新任
8	早 川 孔 二	四日市市立中学校長会代表 (楠中学校長)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
9	山 路 隆 之	四日市市こども未来部青少年育成室長	令和5年6月1日～ 令和8年5月31日	(非改選)
10	稲 毛 弥 生	四日市市教育委員会教育監	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	新任

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策連絡協議会	
活動内容	いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行う。
協議事項	<ul style="list-style-type: none">・本市におけるいじめの状況報告について・本市におけるいじめ事案の事例検討について・いじめ問題に関する各関係機関の対応や、他機関との連携の方法について
開催頻度	年間1回実施

○いじめ防止対策推進法（抜粋）

第2章 いじめ防止基本方針等

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例（抜粋）

第2章 四日市市いじめ問題対策連絡協議会

第4条 連絡協議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係機関の職員

(2) 本市の職員

(3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。